

平成22年7月1日

株主の皆様へ

破産者 株式会社エフオーアイ
破産管財人 弁護士 松田耕治

株主の損害賠償請求権に関する債権認否の基本方針

1 損害賠償請求権を有する株主と対象となる株式について

- ① 平成22年5月11日の取引終了時（以下、「5月11日時点」といいます。）に株式を保有していた方。
※ 平成22年5月11日時点までに処分した株式及び同年5月12日以降に取得した株式については対象となりません。これは、粉飾と株価の下落による損失との間に相当因果関係が認められないためです。
- ② 平成16年6月以前に取得した株式は対象となりません。

2 破産債権届出書の入手方法について

- ① 平成22年3月31日時点の株主名簿に記載されている株主に対し、同年6月30日に破産債権届出書を含む一式書類を発送しました。ただし、同年3月31日時点では株主だったものの5月11日時点までに全株を売却された方は、届出をしても損害賠償請求権が認められませんので、お手数ですが破棄をお願いいたします。
- ② 平成22年3月29日以降に新たに株式を取得した株主の方につきましては、同月31日時点の株主名簿に株主として記載されないため、破産債権届出書を含む一式書類は発送されません。同月29日以降、5月11日時点までに株主となった方は下記の要領にて一式書類をご請求ください。なお、一式書類はウェブサイトにも掲載しております。ダウンロードしたものを印刷していただいても構いません。

<郵送による請求先> ※電話による請求には応じかねます。

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所

平成22年（フ）第8700号一式書類発送事務担当 行

<ファクシミリによる請求先> ※電話による請求には応じかねます。

FAX 番号 03-6212-5700

シティユーワ法律事務所 平成22年（フ）第8700号一式書類発送事務担当

<請求に際してお送りいただく書類>

債権届出書を含む一式書類の送付申請書

送付先の郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX 番号、債権届出書送付希望の旨が記載された請求書。送付申請書については所定の用紙はございません。任意の用紙にご記入

ださい。

3 破産債権として認める損害額の算出方法について

- ① 当該株式の取得価額（取得価額には買付委託手数料を含みます。複数回の売買がある場合には、先入先出法により計算してください。）から売却額（上場廃止後も保有していた場合はゼロ評価）を控除した額に売却委託手数料を合算した額を損害額と認める方針です。
- ② 5月11日時点より前に売却した株式については、先入先出法によって利益が生じていても損害額から控除する必要はありませんが、損失が生じていても損害額に含めることはできません。平均法（総平均法、移動平均法）や後入先出法など、先入先出法以外の手法で計算した損害額は認められません。税務上の算出方法と異なる点にご注意ください。
- ③ 平成22年5月12日以降に取得した株式については、上記1①※のとおり損害賠償請求は一切認めません。
- ④ 証拠書類取得のための費用は劣後的破産債権となります。配当対象となりませんので債権届出書に記載しないでください。
- ⑤ 個別的な事情（会社関係者など）により、破産債権として認めないことがあります。上記以外の損害を破産債権届出書に記載されても破産債権として認めない方針です。迅速な破産管財手続の遂行のため、上記方法による損害額の算出にご協力をお願いいたします。

4 破産債権の届出に際して提出いただく証拠書類について（いずれもコピーを提出）

下記①及び②の証拠書類は、いずれも証券会社作成のものがが必要です。

- ① 5月11日時点で株式を保有していたことを証する書類
- ② 株式取得から全株式処分又は上場廃止時までの取引履歴を確認できる書類

※上場前に市場外で取得した場合のみ②の書類は証券会社作成のものでなくとも可

下記アないしエのすべてを確認できる書類をご用意ください（保有していた全期間をカバーする取引残高報告書など）。恐れ入りますが、具体的な書類は取引証券会社にお問い合わせください。

- ア 取得時の取得単価、取得株数、買付委託手数料、取得価額合計
- イ 処分の有無（全株処分したか）
- ウ 処分時の処分単価、処分株数、処分別合計
- エ 売却委託手数料相当額を破産債権として届け出る場合には手数料

上記①及び②の両方の証拠書類の提出がない場合には証拠不十分として破産債権と認めることはできなくなりますのでご注意ください。

なお、証券会社によっては上記要件を満たす書類の発行に際し手数料（1050円程度）がかかることがあります。しかしながら、当該手数料は劣後的破産債権となり、本件では配当の対象となりません。破産管財手続の円滑な進行のため、損害賠償債権として届け出されませんよう、ご協力をお願いいたします。

5 弁護士を代理人に選任した場合の債権届出について

重複届出を避けるため、必ず代理人弁護士から債権届出をしてください。

6 本件に関する問い合わせ方法について

損害賠償請求の対象とはならない株主の方も含めると、本件に関しての問い合わせが殺到することが予想されます。電話による問い合わせはご遠慮ください。問い合わせ方法については下記の要領に従い、郵送又はファクシミリにてお願いいたします。なお、問い合わせの内容によっては、回答をしないこともあります。

<郵送による問い合わせ先>

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル

シティニューワ法律事務所

平成22年(フ)第8700号株主問い合わせ窓口 行

<ファクシミリによる問い合わせ先>

FAX 番号 03-6212-5700

シティニューワ法律事務所 平成22年(フ)第8700号株主問い合わせ窓口

<必要記載事項>

- ・郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、FAX 番号
- ・5月11日時点の保有株式数
- ・問い合わせ内容

以 上